

○奈良県警察車両管理規程（平成3年11月15日本部訓令第15号）

[沿革] 平成4年5月本部訓令第15号、8年3月第6号、12年3月第5号、20年3月第6号、29年10月第18号、31年4月第13号、令和3年3月第2号、第9号改正

奈良県警察車両管理規程（昭和32年9月奈良県警察本部訓令第12号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 車両の管理（第6条—第13条）
- 第3章 車両の使用（第14条—第16条）
- 第4章 車両の整備及び点検（第17条—第28条）
- 第5章 燃料等（第29条—第32条）
- 第6章 事故等の報告（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、奈良県警察における車両及びその燃料の適正な管理と車両の効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（規則等との関係）

第2条 車両及び燃料の管理と運用については、奈良県警察国有物品管理規則（昭和39年10月奈良県公安委員会規則第6号）、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）その他別に定めのあるものによるほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条に定める自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 燃料 奈良県警察の管理に係る車両に使用する燃料をいう。
- (3) 所属 警察本部（以下「本部」という。）の課、所、隊、学校及び警察署をいう。

（総括管理者）

第4条 本部に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、警務部長をもって充てる。

3 総括管理者は、車両及び燃料（以下「車両等」という。）の総括管理に当たるものとする。

- 4 総括管理者は、警察運営上特に必要があるときは、所属の車両の全部又は一部の運用について統制することができる。

(車両管理者)

第5条 本部に車両管理者を置く。

- 2 車両管理者は、警務部施設装備課長をもって充てる。
- 3 車両管理者は、総括管理者の指揮を受け、車両等の管理及び運用について責任を負うものとする。
- 4 車両管理者は、車両の配置、配置換え、登録、保全及び整備並びに燃料の消費について適正かつ効率的な管理及び運用に努めなければならない。

第2章 車両の管理

(使用管理者)

第6条 所属に使用管理者を置く。

- 2 使用管理者は、所属の長をもって充てる。
- 3 使用管理者は、その所属に配置された車両等の管理及び使用について責任を負うものとする。
- 4 使用管理者は、所属に配置された車両の使用、保全及び整備並びに燃料の消費について所属職員を指揮監督し、車両等の適正かつ効率的な管理及び使用に努めなければならない。

(車両取扱責任者)

第7条 所属に車両取扱責任者を置く。

- 2 車両取扱責任者は、本部の所属にあつては次席、副所長、副隊長及び副校長を、警察署にあつては副署長又は次長及び分庁舎所長をもって充てるものとする。
- 3 執務時間外にあつては、当直長（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第48条に定める者をいう。）が車両取扱責任者の職務を代行するものとする。
- 4 車両取扱責任者は、その所属における車両等の管理及び使用について使用管理者を補佐する。

(車両取扱補助者)

第8条 使用管理者は、所属職員のうちから車両取扱補助者を指名しなければならない。

- 2 車両取扱補助者は、車両等の管理及び使用について、車両取扱責任者を補助する。

(運転係員等の指名)

第9条 使用管理者は、所属職員のうちから、車両ごとに、運転係員及び運転予備員（以下「運転係員等」という。）を指名しなければならない。

- 2 運転係員は車両 1 台につき 1 人を、運転予備員は車両 1 台について 5 人までを指名するものとする。
- 3 やむを得ない事情があるときは、合理的な範囲において同一人を複数の車両の運転予備員に指名することができる。
- 4 使用管理者は、運転係員等指名簿（様式第 1 号）を備え付け、運転係員等の指名又は解除の状況を明らかにしておかなければならない。
- 5 運転係員等は、指定された車両について、第22条に規定する日常点検整備を行い、常に使用できる状態にしておかなければならない。

（車両カード）

第10条 車両管理者は、新たに車両を受け入れた場合は、車両カード I（様式第 2 号）及び車両カード II（様式第 2 号の 2）に必要事項を記入して整理保管し、常に車両の実態の把握に努めなければならない。

（かぎの保管）

第11条 車両のかぎは、車両取扱責任者が保管するものとする。ただし、車両取扱責任者が不在の場合にあっては、車両取扱補助者が保管するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、車両取扱責任者が保管することが適当でない車両のかぎは、使用管理者が指名する者が保管するものとする。

（格納）

第12条 車両は、所定の車庫に格納しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により車庫に格納できない場合は、盗難の防止等車両の保全に必要な措置を講じなければならない。

（管理指導）

第13条 総括管理者は、車両管理者に随時車両等の管理状況を視察させ、必要な指導を行わせるものとする。

- 2 前項の管理指導は、おおむね次の事項について行うものとする。

- (1) 運転係員等の指名状況
- (2) 車両の保管及び使用状況
- (3) 車両の管理、使用方法等についての指導教養及び監督状況
- (4) 車両の付属品、工具部品等の保管状況及び整備状況

第 3 章 車両の使用

（車両の使用）

第14条 車両を使用する者は、車両取扱責任者に使用目的、行き先及び所要時間を明らかにして事前に承認を受けなければならない。

2 車両取扱責任者は、車両を使用するに当たっては、運転係員等に運転させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、運転係員等に運転させることができないときは、車両取扱責任者がその都度指名する者（以下「臨時に運転を行う者」という。）に運転させることができる。この場合において、事故の防止等について特に注意させなければならない。

3 車両を運転した者は、運転後の当該車両について、点検、洗浄、清掃及び給油を行わなければならない。

（車両の借用）

第15条 使用管理者は、警察活動上必要があるときは、車両管理者の承認を得て、他の所属から必要な車両を借用することができる。

2 使用管理者は、前項の規定により車両を借用しようとするときは、車両借用書（様式第3号）を借用先の使用管理者に提出するとともに、警務部施設装備課より借用する場合を除き、その写しを車両管理者に送付しなければならない。

3 借用期間中の車両の管理については、第6条から第9条（第4項の規定を除く。）まで並びに第11条、第12条、第14条、第16条及び第21条から第25条まで並びに第27条から第33条までの規定を準用する。

4 使用管理者は、第1項の規定により車両を借用してもなお必要とする車両が不足するときその他特に必要があると認めるときは、車両管理者及び警務部会計課長（以下「会計課長」という。）と協議の上、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項に定める許可を有する業者との賃貸借契約に基づき、車両を賃借することができるものとする。

5 前項の規定により賃借した車両の管理については、第6条から第9条（第4項の規定を除く。）まで並びに第11条、第12条、第14条、第16条、第22条及び第27条並びに第29条から第33条までの規定を準用する。

（運転日誌等）

第16条 車両を運転した者は、その都度運転日誌（様式第4号）に所要事項を記録しておかなければならない。ただし、原動機付自転車を運転した者については、勤務終了時に運行日誌（様式第5号）に所要事項を記録するものとする。

2 前項の規定による記録は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

3 運転係員等は、原則として、毎月1日に運転日誌及び運行日誌を車両取扱責任者に提出しなければならない。

第4章 車両の整備及び点検

(車両整備工場)

第17条 車両の整備を適正に行うため、奈良県警察に車両整備工場（以下「整備工場」という。）を置く。

2 整備工場の位置は、奈良市南永井町139番地の1とする。

3 整備工場に、工場長を置き、警務部施設装備課課長補佐（車両整備担当）をもって充てる。

4 車両の整備は、日常点検整備を除き、原則として整備工場において行うものとする。

5 整備工場における車両の整備要領は、別に定める。

(整備管理者)

第18条 車両の点検、整備等に関する事務を処理するため、整備工場に整備管理者を置く。

2 整備管理者は、工場長をもって充てる。

3 整備管理者は、車両管理者の指揮を受け、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第32条各号に掲げる職務を行う。

4 整備管理者は、前項に定める職務を行うため、次条に規定する整備補助者に必要な指示を与えるものとする。

(整備補助者)

第19条 整備管理者の職務を補助するため、所属に整備補助者を置き、車両取扱補助者をもって充てる。

2 整備補助者は、車両運行の可否及び整備の必要性等に関する事項について、整備管理者との連絡を密にし、その指示を受けて処理しなければならない。

(整備主任者)

第20条 車両管理者は、整備工場に勤務する職員の中から整備主任者を指定するものとする。

2 整備主任者は、工場長の指揮を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 車両の分解整備を行った後の出来栄え確認

(2) 車両の分解整備の作業管理

(3) 車両法第91条第1項に定める分解整備記録簿の記載及び保存

(車両の整備)

第21条 車両の整備は、次の区分により行う。

(1) 日常点検整備（車両法第47条の2に定める点検整備をいう。以下同じ。）

(2) 定期点検整備（車両法第48条に定める点検整備をいう。以下同じ。）

(3) 検査受整備（車両法第62条に定める検査を受けるための整備をいう。以下同じ。）

)

(4) 臨時整備

- 2 使用管理者は、整備工場において整備が困難な場合については、車両管理者の承認を得て、民間の業者に整備させることができる。

(日常点検整備)

第22条 運転係員等（臨時に運転を行う者を含む。この条において同じ。）は、その車両につき、日常点検整備を行わなければならない。

- 2 運転係員等は、日常点検整備を実施したときは、日常点検整備実施表（四輪車用）（様式第6号）又は日常点検整備実施表（二輪車用）（様式第7号）に記録し、1箇月ごとに車両取扱責任者に提出して確認を受けなければならない。

(定期点検整備)

第23条 使用管理者は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第3条第1項に定める自動車については3か月ごとに、その他の車両については6か月ごとに定期点検整備を受けるものとする。

- 2 使用管理者は、定期点検整備を受けようとするときは、整備管理者に車両整備申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

(検査受整備)

第24条 整備管理者は、車両法の規定に基づく継続検査を受けるために、事前に検査受整備を行うものとする。この場合において、整備管理者は毎月末までに翌月の検査受整備計画を作成の上、関係使用管理者に整備の対象となる車両の登録番号及び整備予定日を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた使用管理者は、整備予定日に車両整備申請書を添えて指定された車両とともに整備管理者に引渡すものとする。

(臨時整備)

第25条 使用管理者は、車両の修理、改造、エンジンオイルの交換等のため必要があるときは、臨時整備を受けるものとする。

- 2 使用管理者は、臨時整備を受けようとするときは、車両整備申請書により行うものとする。
- 3 整備管理者は、前項による申請があったときは、申請内容を審査し、当該使用管理者に実施予定日を連絡しなければならない。
- 4 整備管理者は、必要により所属を巡回して臨時整備を行うことができる。

(整備記録)

第26条 整備管理者は、前3条に規定する整備を完了したときは、車両整備台帳（様式

第9号)及び車両カードに所要事項を記入しておかなければならない。

(タイヤ交換等)

第27条 警察署の使用管理者を除く使用管理者は、タイヤ又はチューブ交換若しくはパンク修理(以下「タイヤ交換等」という。)の必要があるときは、その都度、タイヤ交換等申請書(様式第10号)により車両管理者に請求するものとする。

2 警察署の使用管理者は、タイヤ交換等の必要があるときは、警察署の使用管理者が指定する業者に行わせるものとする。

なお、警察署の使用管理者は、タイヤ交換等の結果を1箇月ごとにとりまとめ、タイヤ交換等実施報告書(様式第11号)により翌月8日までに車両管理者へ報告しなければならない。

3 タイヤの交換基準は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第9条第2項により行うものとする。

(車両用消耗品の配分)

第28条 使用管理者は、車両用消耗品の配分を受けようとするときは、車両管理者に車両用消耗品配分申請書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 車両管理者は、必要により車両用消耗品を使用管理者に配分することができる。

第5章 燃料等

(燃料費の配当等)

第29条 所属に対する燃料費の配当は、会計課長が行うものとする。この場合において、会計課長は、燃料費の配当に関して必要があるときは、使用管理者に対し積算資料を求めることができる。

2 使用管理者は、常に車両の効率的な運用による燃料の適正な使用に努めなければならない。

(消費燃料の記録)

第30条 車両取扱責任者は、燃料の消費状況を運転日誌及び燃料消費簿(原動機付自転車用)(様式第13号)により明確にしておかなければならない。

(燃料の給油)

第31条 車両取扱責任者は、燃料の給油請求があったときは、指定された給油所において給油伝票(本部の所属配置車両にあつては様式第14号。警察署配置車両にあつては給油所所定の伝票)により、給油するものとする。

(走行実績及び燃料消費実績報告)

第32条 使用管理者は、毎月の走行実績及び燃料消費実績を走行実績及び燃料消費実績報告書(様式第15号)及び走行実績及び燃料消費実績報告書(原動機付自転車用)(

様式第16号)により、翌月15日までに車両管理者に報告しなければならない。

第6章 事故等の報告

(事故等の報告)

第33条 使用管理者は、当該所属において管理する車両について、火災又は盗難事案が発生したときは、奈良県警察処務規程第41条の規定により、車両管理者を通じ本部長に即報しなければならない。

2 使用管理者は、当該所属において管理する車両について、交通事故その他損傷事故が発生したときは、その状況を直ちに車両管理者に報告し、事後速やかに車両損傷報告書(様式第17号)を提出しなければならない。

3 使用管理者は、自動車検査証若しくは原動機付自転車申告済証、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車登録番号標若しくは標識板又は緊急自動車指定証を紛失し、又は損傷したときは、そのてん末を明らかにして、速やかに車両管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令によって作成した用紙で、残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

(奈良県警察職員交通事故防止規程の一部改正)

3 奈良県警察職員交通事故防止規程(昭和43年9月奈良県警察本部訓令第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察文書規程の一部改正)

4 奈良県警察文書規程(昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成4年5月18日本部訓令第15号)

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 (平成8年3月22日本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の奈良県警察車両管理規程の規定に基づき作成された様式第6号、様式第6号の2、様式第8号及び様式第14号の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

附 則 （平成12年3月15日本部訓令第5号）

- この訓令は、平成12年3月17日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定中「1箇月」を「3か月」に改める部分の規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月7日本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 （平成29年10月19日本部訓令第18号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の奈良県警察車両管理規程第16条第2項の規定による平成29年10月31日以前の運転日誌の提出及び第32条の規定による平成29年10月31日以前の燃料消費実績及び走行実績の報告については、なお従前の例による。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和3年3月11日本部訓令第2号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年3月11日から施行する。

附 則 （令和3年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

運 轉 係 員 等 指 名 簿

車種		車名		登録番号等	
----	--	----	--	-------	--

[illegible]

① 資 料 区 分	新規取得	〇	② 配置部局	奈良県警察本部	〇 6 4	登 録 番 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
③ 固 有 番 号	部 局 〇 6 4	西 歴 □ □	一連番号 □ □ □	④ 所有区分	国・県 1 2	車 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑤ 車 種 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	型 式	型	最 大 積 載 量	
⑥ 配 置 部 署	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	車 両 重 量	kg	車 両 総 重 量	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	車 台 番 号		原 動 機 の 型 式	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	長 さ	cm	幅	
⑦ 配 置 部 門	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	高 さ	cm	燃 料 タ ン ク 容 量	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	パ ッ テ リ ー 規 格 及 び 容 量	AH	タ イ ヤ ・ サ イ ズ	
⑧ 構 造		□ □	⑨ 形 状		型 □ □	塗 色		塗 装	
⑩ 製 作 所 名		□ □	⑪ 年 式	□ □	年 度 式	緊急車指定年月日	年 月 日	年 月 日	気 筒 数
⑫ 乗 車 定 員	□ □ 人	人	⑬ 原 動 機 の 種 類		□ □	指 定 番 号			
⑭ 総 排 気 量 又 は 定 格 出 力	□ □ □ □ □ cc kw		⑮ 燃 料 の 種 類	ガソリン・軽油・混合・LPG・その他 1 2 3 4 9	□	車 検 有 効 期 間	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日
⑯ 駆 動 方 式	後輪・前輪・全輪・その他 1 2 3 9	□	⑰ 緊 急 車 指 定	無・有 0 1	□	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日
⑱ サ イ レ ン 種 別	□		⑲ 警 光 燈 種 別	□		自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日
⑳ 無 線 機 塔 載	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	そ の 他 の 固 定 装 備	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉑ 移 動 警 電 塔 載	無・有(国)・有(県) 0 1 2	□	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	重 量 税 額	区 分 1 回 目	2 回 目 以 降	10 年 超 え
㉒ エ ア コ ン 搭 載	無・有(国)・有(県) 0 1 2	□	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	及 び 保 険 額	重 量 税 円	円	円
㉓ 拡 声 装 置 塔 載	無・有(国)・有(県) 0 1 2	□	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	無・有(国)・有(県) 0 1 2	備 考			
㉔ 取 得 年 月 日	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		㉕ 取 得 原 因	□ □ 増 強 ・ 減 耗 1 2	□ □				
㉖ 放 出 年 月 日	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		㉗ 放 出 原 因						

(裏)

年 度		年 間 走 行 耗 (km)	年 間 燃 料 消 費 量 (l)	年 間 修 繕 費 (千円)	年間整備事項			主 な 整 備 内 容										
					車 検 (A)	定 検 (B)	そ の 他 (C)	か じ 取 (A)	制 動 (B)	走 行 (C)	緩 衝 (D)	動 力 伝 達 (E)	電 気 (F)	原 動 機 (G)	公 害 (H)	灯 火 (I)	特 殊 (J)	そ の 他 (K)
取 得 前 累 計					回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
年 度	当 年																	
	累 計																	
備 考																		

様式第2号の2（第10条関係）

車 両 カ ー ド Ⅱ

国 県 別		登 録 番 号		車 種 名		配 置 部 署	年 月 日			年 月 日			固 有 番 号		
年 度	年 度					年 度					年 度				
区 分 月	走 行 料	燃 料 消 費 量		修 繕 費	整 備 内 容	走 行 料	燃 料 消 費 量		修 繕 費	整 備 内 容	走 行 料	燃 料 消 費 量		修 繕 費	整 備 内 容
		ガ ソ リ ン	オ イ ル				ガ ソ リ ン	オ イ ル				ガ ソ リ ン	オ イ ル		
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
1															
2															
3															
合 計															
備 考															

様式第 3 号（第15条関係）

第 号
年 月 日

殿

使用管理者名

車 両 借 用 書

借 用 車 両	車種・車名	
	車 両 番 号	
	登載装備品	
借 用 期 間	自 年 月 日（ ）から （ 日間） 至 年 月 日（ ）まで	
借 用 理 由		
担 当 者	(係) (氏名) 警電	

様式第4号(第16条、第30条関係)

車両取扱責任者

年度	登録番号等	車名	所属

運 轉 日 誌

年 月

[illegible]

備考　メーター及び走行距離にあつてはキロメートル、燃料消費量にあつてはリットルを単位とする。

様式第 5 号（第16条関係）

車両取扱責任者		運 行 日 誌		年 月	
		標識番号			
日	曜日	走行距離 (km)	最終走行メーター (km)	備 考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
当月走行距離		km			

（注）備考欄には、車両引継時の異常の有無等を記入すること。

取 扱
責任者

取 扱
補助者

日 常 点 検 整 備 実 施 表 （四輪車用）

登録番号

区 分 点検箇所		点 検 実 施 者 印																																
		日 付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
車 の 周 囲	各種灯火装置	点灯具合、汚れ、損傷																																
	タイヤ	空気圧、亀裂、損傷、摩耗、異物、 ホイールナットの緩み ※溝の深さ																																
	方向指示器	点滅具合、汚れ、損傷																																
	登録番号標	汚れ、損傷																																
	エア・タンク	◎タンク内の水の有無																																
エ ン ジ ン ル ー ム	ブレーキの リザーバタンク	液量																																
	クラッチの リザーバタンク	液量																																
	ラジエター	※液量 ※水漏れ																																
	エンジンオイル	※量																																
	ファン・ベルト	※張り具合 ※損傷																																
	バッテリー	量、ターミナルの緩み																																
	ウインド ウォッシャー	量																																
	その他	エンジンのかかり具合、異音、オ イル漏れ																																
運 転 席	ハンドル	遊び、ガタ																																
	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合、◎排気音																																
	サイド・ブレーキ	効き具合																																
	クラッチ・ペダル	遊び、作用																																
	計器類等・燃料	作用（ワイパー・クラクション・ ドアロック・座席ベルトを含む。） ※燃料の量																																
	後写鏡・反射鏡	写影																																
	検査証・保険証等	備付け、工具の有無（非常信号用 具を含む。）																																

注 1 点検項目欄の◎印は、大型輸送車及び大型バスの点検箇所である。
2 点検項目欄の※印は、高速道路の走行を予定している場合、特に入念に実施すること。
3 点検した場合はレ印を、整備した場合はA印を記入し、異常が認められるものは、整備管理者に連絡すること。

取 扱 責任者		取 扱 補助者	
------------	--	------------	--

日 常 点 検 整 備 実 施 表 （二輪車用）

車両番号等	
-------	--

区 分 点検等箇所	点 検 実 施 者 印																																
	日 付 点検等項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
ブレーキ	踏みしろ、効き具合、◎液量																																
クラッチ	遊び、作用																																
タイヤ	空気圧、亀裂、損傷、摩耗、異物 ※溝の深さ																																
ドライブチェーン	張り具合																																
エンジン	かかり具合、異音																																
エンジン・オイル	※量、漏れ																																
燃料	※量																																
各灯火装置	点灯具合、汚れ、損傷																																
方向指示器	点滅具合、汚れ、損傷																																
後写鏡	写影																																
反射器	汚れ、損傷																																
車体回り	緩み、ガタ																																
バッテリー	※量、漏れ																																
車両番号標及び標識番号板	汚れ、損傷																																
検査証・保険証等	備付け、工具の有無																																

注 1 点検項目欄の◎印は、オイル式ブレーキを装着している場合の点検箇所である。
2 点検項目欄の※印は、高速道路の走行を予定している場合、特に入念に実施すること。
3 点検した場合はレ印を、整備した場合はA印を記入し、異常が認められるものは、整備管理者に連絡すること。

様式第 8 号（第23条関係）

第 号
年 月 日

整備管理者 殿

使用管理者名

車 両 整 備 申 請 書
(定期点検整備・検査受整備・臨時整備)

※指図番号No. _____

車両番号			
整備要求箇所		※ 整備見積額	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※ 要求以外の整備箇所		※ 整備見積額		備考	
1					
2					
3					
4					
5					
※ 外 注	整備箇所		※ 整備見積額		備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
※ 入場予定月日		月 日	※ 入場月日	月 日	引 渡 し
※ 完了予定月日		月 日	※ 完了月日	月 日	官職・氏名 月 日
※ 担当者氏名					

(注) ※印のある欄は整備工場で記入する。

様式第9号（第26条関係）

車 両 整 備 台 帳

指図番号	整備 区分 記号	整 備 車 両			作 業 日		所要経費	整備 記号	主な整備内容	エンジン オイル (1)	備考
		所 属	車 種	登録番号等	着手日	完了日					

備考1 整備区分記号：A' 車検受整備 B' 定期点検整備 C' 臨時整備
2 整備記号 : Aかじ取り B制動 C走行 D緩衝 E動力伝達 F電気（ダイナモ、バッテリー、セルモーター）
 G原動機 H公害 I灯火 J板金塗装 Kエアコン、マイク Lその他

様式第10号（第27条関係）

第 号
年 月 日

車両管理者 殿

使用管理者名

タイヤ交換等申請書

[illegible]

様式第11号（第27条関係）

第 号
年 月 日

車両管理者 殿

使用管理者名

タイヤ交換等実施報告書 (年 月分)

[illegible]

様式第12号(第28条関係)

F . N o .	—
保存期間	(. . まで保存)
	第 号
	年 月 日

施設設備課長殿
(車両管理者)

所 属 長 名
(使 用 管 理 者)

車両用消耗品配分申請書

[illegible]

車両取扱責任者

年　月　日	標識番号	燃料消費量	備　考
	合　計		

備考 燃料消費量の単位は、リットルとする。

様式第14号（第31条関係）

（1枚目）

所 属 控	
給油年月日	年 月 日
所 属	印
車 両 番 号	
レギュラーガソリン	1
ハイオクガソリン	1
軽 油	1
給 油 者 氏 名	
給油店名	
奈良県警察本部 No.	

（2枚目）

請 求 明 細 書	
給油年月日	年 月 日
所 属	印
車 両 番 号	
レギュラーガソリン	1
ハイオクガソリン	1
軽 油	1
給 油 者 氏 名	
給油店名	
奈良県警察本部 No.	

（3枚目）

業 者 控	
給油年月日	年 月 日
所 属	印
車 両 番 号	
レギュラーガソリン	1
ハイオクガソリン	1
軽 油	1
給 油 者 氏 名	
給油店名	
奈良県警察本部 No.	

様式第15号(第32条関係)

F . N o .	—
保 存 期 間	(. . . まで保存)

第 号
年 月 日

施設設備課長殿
(車両管理者)

所 属 長 名
(使 用 管 理 者)

走行実績及び燃料消費実績報告書

年 月

1 走行実績

[illegible]

備考 単位は、キロメートルとする。

2 燃料消費実績

(1) レギュラーガソリン

登録番号等	車 名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	本月燃料消費量
	合 計																																

備考 単位は、リットルとする。

(2) ハイオクガソリン

登録番号等	車 名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	本月燃料消費量
	合 計																																

備考 単位は、リットルとする。

(3) 軽油

登録番号等	車 名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	本月燃料消費量
	合 計																																

備考 単位は、リットルとする。

様式第16号(第32条関係)

F . N o .	—
保存期間	(. . . まで保存)
	第 号
	年 月 日

施 設 装 備 課 長 殿
(車 両 管 理 者)

所 属 長 名
(使 用 管 理 者)

走行実績及び燃料消費実績報告書(原動機付自転車用)

年 月

標識番号	本月走行距離	走行距離累計	本月燃料消費量	備 考
合 計				

備考 本月走行距離及び走行距離累計にあつてはキロメートル、本月燃料消費量にあつてはリットルを単位とする。

様式第17号（第33条関係）

第 号
年 月 日

車両管理者 殿

使用管理者名

車 両 損 傷 報 告 書

車 両	車種		登 録 番 号 等		年式（国・県）	
運 転 者	係		階 級 氏 名			歳

発 生 年 月 日	年 月 日（ ） 時 分ころ（天候 ）				
発 生 場 所					
事 故 の 種 別	被 害 ・ 加 害	運 行 の 目 的			
事 故 発 生 状 況					
傷傷部位、損 傷程度及び修 理見込金額					